

12月定例教育委員会 会議録

- 1 開催日 平成28年12月8日(木)
- 2 開催場所 消防庁舎4階 入札室
- 3 出席した委員 田淵教育長、吉田委員、森委員、坂元委員、廣岡委員
- 4 出席した職員 諏訪教育総務部長、日浦教育指導部長、
平田教育総務部次長、谷池教育指導部次長、
小西教育総務部参事、大西教育指導部参事、
吉田教育総務課長、竹中学務課長、
野村社会教育・スポーツ振興課長、石川学校教育課長、
長瀬青少年育成課長、中田教育研究所長、
山野教育総務課副課長
- 5 傍聴者 3人
- 6 議事の要旨
 - 開 会 午後1時30分
 - 会議録署名委員指名のこと
森委員に決定
 - 11月定例教育委員会会議録報告承認のこと
(事務局より会議録朗読報告)
承認
 - 会議公開の可否決定のこと
全ての議事を公開することに決定

(専決報告)

1 加古川市いじめ問題対策委員会規則の制定について

(教育指導部参事から説明)

承認

委員：委員の任期について、第4条において「答申が終了するまで」と規定されており、終期が定められているが、この規則自体は今回の事案のみを対象としているのか。

事務局：委員については、各諮問ごとに委嘱することとなるが、規則自体の効力は委員の任期に影響を受けるものではないため、今回の事案のみを対象としているものではない。

教育長：答申が終了した時点で委員の任期は終了するが、規則自体は存在し続けるという認識でよいか。

事務局：そのとおりである。

委員：当該委員会の所掌事務について、第2条において「重大事態に係る調査を行う」と規定されているが、これには会議への出席のみならず、会議以外での調査行為も含まれていると理解したらよいか。

事務局：当該委員会の調査方法については、いじめ防止対策推進法第28条第1項において「質問票の使用その他の適切な方法により」と規定されており、当然その中には会議以外の調査行為も含まれているものと認識している。

2 加古川市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について

(教育指導部参事から説明)

承認

委員：5人の委員の区分についての考え方を説明してもらいたい。

事務局：委員の区分については、規則の第3条第2項に規定しているところであるが、他自治体の事例や専門家の助言等を踏まえながら、事実を正確かつ網羅的に把握するために必要である区分を選定したものである。

委員：委員には学校関係者が含まれていないが、学校現場の状況の説明等については事務局が担ってくれるものと認識すればよいか。

事務局： 学校関係者については、公正かつ中立な判断をするためにも、含めない方が適切であるという考え方から、あえて外しているところである。

教育長： 委員から学校の実態等に関して質問があれば、事務局が対応してくれるということによいか。

事務局： 事務局において対応することも可能であるが、より厳密に調査を進めるのであれば、委員が直接学校関係者にヒアリングを実施するなどの方法も視野に入れる必要があるのではないかと考えている。

事務局： 規則の第7条においても、委員以外の関係者を会議に出席させ、意見の聴取や資料の提出を求めることが可能な旨を規定しているところである。

教育長： 委員の構成については、他自治体の事例も様々であり、例えば遺族側と教育委員会側とに弁護士をそれぞれ設けているケースなどもある。そのような中、我々としては今回報告させていただいた構成が最も望ましいものであると判断し、決定した。

委員： これまで、記者発表等において「第三者委員会」という言葉を使用してきた経緯からも、学校関係者が含まれていないことは妥当だと考える。なお、先ほど「遺族側」「教育委員会側」といった発言があったが、そのような区別なしに事案の真相究明だけを念頭において調査を進めるべきであり、訴訟等を想定していると受けとめられかねない発言は、委員の構成を議論する場にはそぐわないと考える。

教育長： 今の意見はまさしくその通りであり、強く同感するものである。先ほどの私の発言はあくまでも他自治体の事例を紹介しただけであり、我々としては真相究明することだけを考えて当該委員会を組織したということを改めて申し上げたい。

委員： 福祉分野からの委員の属性として、「成年後見事業」との関連性が記載されているが、今回の事案にかかる専門性が薄れる印象を与えかねないため、職業としての「社会福祉士」のみの表記とした方がよいのではないか。

事務局： 属性の表記は、各分野の団体から送付されてきた推薦書にあった内容をそのまま記載しているものである。あくまでも資格としては「社会福祉士」を有する方であり、「成年後見事業」は、個人として取り組まれているものである。

教 育 長 : 議会への報告時には属性を示していたか。

事 務 局 : 議会への報告内容は氏名と職業のみである。なお、当該委員は、中学校教員の免許を有しておられるとともに、過去にはスクールソーシャルワーカーや大学の非常勤講師としての経歴もあるなど、教育現場での豊富な経験をお持ちの方である。

教 育 長 : 属性の表記については、事務局から当該委員の意向を確認するなど、調整をお願いしたい。その上で今後名簿を作成する際には調整結果に応じた表記にするよう留意願いたい。

委 員 : 第三者委員会に関することについては、今後、専決内容に基づき粛々と事務を進めていってもらいたい。ただ、第三者委員会とは別に、教育委員会として、これまでの取組の検証や、それらを踏まえた各種事業の見直しなどを進めていく必要があると考える。

事 務 局 : 今回の事案を踏まえ、反省すべきところは反省し、改善すべきところは改善するなど、いじめ及び自死の対策について今一度これまでの取組を見直していきたいと考えている。

委 員 : このことについては、青少年育成課だけではなく、学校教育課についても同様の意識を持ってもらいたいと考えている。例えば学級経営の面から言えば、子どもたちが相談しやすい雰囲気少しでも損なわれていることがないかを確認してもらいたいし、担任の先生が一人一人に声かけをするなどして子どもたちの状況を的確に把握できているのかといった点等についても、再確認をしてもらいたいと考えている。

事 務 局 : 「いのちと心サポート事業」は、青少年育成課だけではなく、学校教育課や教育研究所も含め、事務局が一体となって進めているものであるが、先ほどからの意見にあるように、それぞれの所属における役割を改めて見つめなおし、現在取り組んでいる事業をしっかりと充実させることが重要である。その上で何が足りなかったのかということを検証していく必要があり、それが教育委員会の使命であると感じている。

教 育 長 : 各事業の再徹底や見直しの状況については、随時定例教育委員会の場で報告をお願いしたい。

3 加古川市少年補導委員の解嘱について

(教育指導部参事から説明)

承 認

教 育 長 : 今回の報告は解嘱のみとなっているが、後任委員の状況はどうなっているのか。

事 務 局 : 現在、町内会連合会に対して後任委員の推薦依頼を行っている。なお、氷丘南地区だけでなく、以前から欠員となっている平岡東地区及び別府西地区についても同様に推薦依頼を行っているが、後任委員の確保が難航している状況である。

教 育 長 : 少年補導委員のあり方については、様々な場で議論され、ご意見を頂戴しているところであるが、引き続き望ましい方向性を検討してもらいたい。

(協議事項)

1 平成 28 年度 12 月補正予算に係る意見について

(教育総務部次長から説明)

原案可決

委 員 : 私立幼稚園保育料軽減事業に係る補正予算についてであるが、県が今年度から急に事業を廃止し、市が補正予算で措置せざるを得ないような状況になったという認識でよいのか。

事 務 局 : これまで県が負担していた第 3 子以降に対する補助については、今後も県が負担し、県が市に対して全額補助することにより引き続き実施することとなるが、この度、軽減対象を第 2 子まで拡充するに当たり、拡充部分については県と市が 2 分の 1 ずつ折半して負担することになったということである。

事 務 局 : 私立幼稚園における保育料軽減事業については、これまで県が直接実施していたところであるが、今回の制度拡充により市が負担する部分が生じたことに伴い、従来部分についても市を経由して補助する方法に変更するということである。

委 員 : トイレ改修工事に係る工事請負費が前倒しで措置されるとのことであるが、それに伴って次々年度以降に予定している工事も順次前倒しされるものと認識してよいか。

事務局： 学校施設の整備に関する国の補助金についてはある程度制度化されているものの、その時々状況に応じて認められる場合と認められない場合とがあるため、現時点ではっきりしたことは言えない。ただ、今年度については申請すれば措置されることが確実である状況のため、この度補正予算として計上したところである。

委員： 新聞報道等でも学校施設のトイレ改修を取り上げている例が見受けられており、できるだけ早く洋式化を進めてもらいたいという思いがある。

2 平成 29 年度加古川市立幼稚園職員異動方針について (教育総務部次長から説明)

原案可決

教育長： この異動方針は、幼稚園に勤務する職員全体に適用されるものと認識したらよいか。

事務局： そのとおりである。

教育長： 内容についてはこれまでと大きく変更していないということであるが、課題や要望等について現場からの声はあがっていないか。

事務局： 毎年園長との面談を実施し、組織運営や人事管理についての意見交換を行っているが、それらの内容を踏まえながら当該方針を軸として最適な人員配置に努めていきたいと考えている。

委員： 同一所属における在勤年数が3年以上のものは異動対象者となるようであるが、在籍年数の上限基準も設けているのか。

事務局： 幼児教育士については、育児休業等の長期不在の場合を除き、原則在籍3年で異動している。一方、用務員については各園に1名ずつの配置ということもあり、園の状況等によっては在籍年数が5年程度となる場合もある。

3 加古川市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(教育指導部次長から説明)

原案可決

教 育 長 : 実際の運用に合わせて規則を整備するという認識でよいか。

事 務 局 : そのとおりである。

教 育 長 : 使用料の減免に関して、団体ごとの上限回数の基準は設けているのか。

事 務 局 : 年度当初に各登録団体から年度を通じた使用回数の申出がある。その回数が基準となり、それ以外の使用については減免が適用されないということである。規則の不備について定期監査での指摘があったことを踏まえ、対応を行うものである。

4 平成 29 年度加古川市公立学校教職員異動方針について

(教育指導部参事から説明)

原案可決

委 員 : 同一校に9年以上在籍している職員は積極的な異動を行うということであるが、まだそのような職員は存在するのか。

事 務 局 : かなり少なくなってきたが、様々な事情によりまだ数名存在している。

教 育 長 : 具体的にはどのような事情があるのか。

事 務 局 : 中学校では1年生から3年生を順に受け持つことを基本サイクルとしているが、そのサイクルの影響や、家庭の事情等の個人的な要因から異動が困難な場合がある。

委 員 : ある程度徹底して基準を守らないと、長期在職者の前例を引き合いに出され、異動方針が方針としての効力を持たなくなってしまう恐れがある。異動により、小規模校と大規模校の学校運営の違いや、校種ごとの特性等を経験する中で、教員としての資質能力が向上していくものとする。中学校において3年間で1サイクルとして捉えるならば、少なくとも2サイクル後には必ず異動させることを徹底してもらいたいし、長期休業中の職員については、在職年数に応じて復帰後速やかに異動させてもらいたい。

事務局： 今後については例外をできる限りなくし、当該異動方針に基づいた対応を徹底していきたいと考える。

教育長： 学校経営の基盤となるのは人材であることは言うまでもなく、人材育成の観点からも計画的な異動を行うべきである。確かに部活動や研究会など様々な要素が密接に絡んでいるが、総合的な学校経営の観点から効果的な異動を行っていきたい。

5 平成 30 年度使用教科用図書採択について

(教育指導部参事から説明)

原案可決

委員： 単独採択ということになれば、採択地区協議会が廃止され、調査員が調査した結果を選定委員会が資料としてとりまとめ、その資料の内容を踏まえて各市町の教育委員会が採択する流れになるという認識でよいか。

事務局： そのとおりである。

委員： 調査員や選定委員会の構成員はどのように考えているのか。

事務局： 調査員はこれまでと同様に学校の教員が中心になる。選定委員会の構成員はこれまでの採択地区協議会に準じ、市内の学識経験者、学校関係者、PTA関係者等が中心になると考えられる。

委員： 調査研究は2市2町で共同実施する意向だということであるが、調査員には本市以外の教員も含まれることになるのか。

事務局： その予定である。

委員： 調査研究を共同で実施することについては全く異論はないが、調査員の任命に当たっては他市町の調査員も含めて本市教育委員会からの任命行為が必要であると考えている。

事務局： その点については前回の教科書採択の際にも提言いただいたところであり、提言内容に沿って手続きを整理していきたいと考えている。

委員： 「今後も採択の度に採択方法を決定したい」との記載があるが、他市町はどのような意向なのか、もう少し詳しく教えてもらいたい。

事務局： 他市町は、本市に比べて規模が小さいため、調査員の選出が困難であるという観点から単独での調査研究には難色を示している。ただ、採択を単独で行うことについては、それぞれの教育委員会の独自性が出せるという意味でも共通理解が図られているところである。

教育長： 今回の協議は、平成30年度使用の小学校道徳の教科書採択にかかる方針決定ということになる。単独採択ということになれば、大きく制度が変わることになるので、変更したことの意味について十分共通理解が得られるよう、今後も他市町と綿密な情報共有を進めてもらいたい。

6 平成29年度全国学力・学習状況調査への参加について (教育指導部参事から説明)

原案可決

委員： これまで、全国学力・学習状況の調査結果を踏まえた授業改善等の取組を実施したことはあるのか。

事務局： 毎年実施している基本研修講座に関しては、調査結果の内容を踏まえて講師の選定をしている。

委員： 当該調査で明らかになった本市の子どもたちの弱点を克服するような取組について、じっくりと腰を据えて検討していくのはどうか。

事務局： 現在、次年度の研修計画を策定しているところであるが、今回の結果を参考にして練っていきたいと考えている。

教育長： 各学校においては、調査結果の内容を基に改善を図るべく様々な取組をしているところであるが、教育委員会として取り上げて具体的な施策を展開することはこれまであまりなかったように思う。今後事務局には検討を進めてもらいたい。

- 7 加古川市いじめ問題対策委員会への諮問について
(教育指導部参事から説明)
原案可決

質疑に係る部分については、平成 29 年 12 月臨時教育委員会（平成 29 年 12 月 4 日開催）で協議の上、平成 29 年 12 月 8 日以降非公開とすることと決定した。

- 次期定例教育委員会予定日のこと
1 月 5 日（木）午後 2 時から開催することに決定

○ 教育長諸報告

- (1) 平成 28 年第 5 回市議会（定例会）における一般質問について

12 月 2 日及び 5 日に一般質問があり、教育委員会関係では、松本裕之議員から、大項目「放課後子ども教室（チャレンジクラブ）事業について」のうち「放課後子ども教室の運営体制について」、「放課後子ども教室の活動内容について」、「放課後子ども教室の今後について」、木谷万里議員から、大項目「今後の公民館のあり方について」のうち「公民館の職員配置の考え方と、指定管理の方向性について」、「今後の公民館のあり方について」、白石信一議員から、大項目「夜間中学設置の促進について」のうち「義務教育機会の確保について」、「未就学者に対する就学機会確保の措置について」、「夜間中学設置に関する協議会設置について」、「長期不登校の卒業者に対し、学ぶ機会を提供する夜間中学校の必要性について」の質問があった。

それぞれの質問の趣旨と答弁の要旨を簡単に説明する。

- (2) 平成 28 年度 播磨東教育長会・播磨東地区教育委員会連合会合同研修会について
11 月 28 日、三木市立教育センターにて開催された。

○ 教育委員諸報告

[森委員から]

- (1) 平成 28 年度 播磨東教育長会・播磨東地区教育委員会連合会合同研修会について
「グローバル人材の育成」というテーマで、多文化共生社会の推進等に関する講演があった。

○ 教育指導部長諸報告

(1) 全国学力・学習状況調査の結果について

4月に実施した全国学力・学習状況調査の結果について、加古川市の状況をリーフレットにまとめた。

(2) 学校園の儀式日程について

(i) 3学期始業式、修了式について

・3学期始業式	幼稚園 小・中・養護学校	1月10日(火)
・修了式	幼稚園	3月17日(金)
	小・中・養護学校	3月24日(金)

(ii) 卒業式、卒園式について

・幼稚園	3月17日(金)
・小学校	3月23日(木)
・中学校	3月10日(金)
・養護学校	幼・小・中学部 3月22日(水)、高等部 3月14日(火)

(3) 平成29年 加古川市成人式について

成人式実施事業は1月9日(月・祝)、成人の日の記念式典と新成人自らが企画立案する記念事業の2本柱で実施する。

(4) その他関係行事について

- 11日(金)、東・北播磨地区中学校教育研究会保健体育部会研究発表会(陵南中)
- 15日(火)、東・北播磨地区中学校教育研究会理科部会授業研究大会(浜の宮中)
- 18日(金)、第69回小学校連合音楽会
- 20日(日)、全日本マーチングコンテスト 平岡中学校管楽部 銅賞受賞
- 25日(金)、「外国語教育」推進モデルユニット指定研究発表会(両荘ユニット)
- 26日(土)、「てのひら文庫賞」読書感想文全国コンクール表彰式
 - 陵北小1年 宇野 蒼生さん 最優秀賞(自由図書)
 - 陵北小学校 学校賞(優良)
 - 若宮小6年 井澤 知南さん 石森延男賞
- 27日(日)、若い夢フェスティバル FORZA 2016

(5) 市内中学校におけるパソコンの紛失事案について

11月29日から12月5日の期間において、市内中学校の図書室のカウンターに設置していた個人情報保存されたノート型パソコン1台を紛失するという事案が発生した。

以上、5件について報告

○ 閉 会 午後3時25分